

(9) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第8条第2項第2号及び同条第4項第1号中「第11号」を「第12号」に改める。

第30条第1号中「次の各号」を「次」に改め、同号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
第31条第3項に次の1号を加える。

(3) 国、県及び市町村等以外の者が、条例第30条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

様式第1号備考1中「(11)を」を「(12)を」に改め、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 富山県立自然公園条例施行規則第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

様式第11号備考1に次のように加える。

(4) 富山県立自然公園条例施行規則第30条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類（申請者が、国、県及び市町村等以外の者である場合に限る。）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正規定（同条第1号アに係る部分に限る。）並びに第31条及び様式第11号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(自然保護課)

律第57号) 第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により公示する。

令和元年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
坂津(2)	氷見市十二町の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
谷屋(2)	氷見市谷屋の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第517号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により公示する。

令和元年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
---------------	-------------------	---------------------	-------------------------------	------

土地改良区の役員の就任

上条用水土地改良区の役員に次の者が令和元年8月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年12月11日

職 名	氏 名	住 所	
		富山県知事	石 井 隆 一
理 事	小 川 勇	中新川郡上市町下荒又	53番地
同	堀 治 茂	富山市水橋田伏	211番地
同	山 本 茂 樹	同 水橋池田町	279番地
同	田 中 秀 一	中新川郡上市町放土ヶ瀬	136番地
同	田 中 達 郎	同 同 上荒又	53番地
同	森 川 弘 明	富山市水橋清水堂	3124番地
同	鹿 熊 信 久	同 水橋北馬場	184番地 1
監 事	川 高 精 一	同 水橋曲淵	233番地
同	石 原 保 美	中新川郡上市町放土ヶ瀬新	97番地
同	中 川 庄 司	富山市水橋佐野竹	58番地

土地改良区の役員の退任

庄川上流用水土地改良区の役員であった次の者が令和元年11月8日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年12月11日

職 名	氏 名	住 所	
		富山県知事	石 井 隆 一
理 事	山 邊 美 嗣	南砺市やかた	285番地

土地改良区の役員の退任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が令和元年11月8日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

理 事 山 邊 美 嗣

南砺市やかた285番地

土地改良区の役員の退任

城端土地改良区の役員であった次の者が令和元年6月8日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

理 事 山 下 嶽 一

南砺市是安1445番地

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）J R 富山駅NKビル 富山市富山駅周辺地区土地区画整理事業地8街区1～8画地

2 店舗を設置する者 J R 西日本不動産開発株式会社

- 3 店舗において小売業を行う者 未定80店舗
- 4 新設の日 令和4年4月1日
- 5 店舗面積の合計 12,303㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北西側 ほか 274台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 89台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 1階西側 266㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 1階西側 34.1㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間 ほか
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 1箇所 立体駐車場北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出の日 令和元年11月29日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和元年12月11日から令和2年4月13日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

令和元年7月29日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

